

第3章 保護管理

1 基本方針

1) 将来像

「ケヤキ並木」の本質的価値は、①天然記念物指定理由にある「著しき並木、ケヤキ数 60 本」ということで、「ケヤキの古木が並木を形成していること」です。更に、②府中市の表玄関にふさわしい緑のシンボルとして、市民や訪れた人に親しまれているほか、商店街や繁華街などに隣接し、市民生活に密着した憩いの場として生活にとけ込み、市民の財産となっていることです。

このようなケヤキ並木の本質的価値を踏まえ、「ケヤキ並木」を保護し、活用していく上での将来像として、①ケヤキの古木が立ち並ぶ歴史的な並木景観の維持・保護と、②市民生活の憩いの場としての安全な並木管理と市民参画による保護管理に向けた仕組みの構築が実現されることの2点を設定しました。

**将来にわたり古木が並び、
歴史と風格が漂うケヤキ並木を、
歴史的経緯をふまえて大國魂神社の社叢と一体的に、
市民の共有財産として安全に保護管理する。**

① ケヤキの古木が立ち並ぶ歴史的な並木景観の保護

約 400 年の歴史を持つケヤキの古木の並木が適切に保護され、価値ある並木景観が次世代に向けて保護された状態。また、並木を構成するそれぞれの樹木個体が健全に生育するための仕組みが確立され、適切な保全のための整備が行われているとともに、様々な保護対策が十分にとられている状態。

② 市民生活の憩いの場としての安全な並木管理と市民参画の保全・管理

市民が安心して集い憩える樹木の保全と安全性の両方に配慮した適切な日常的管理が全市的な体制として確立され、市民の共有財産として、市民自らが管理に参画し、適切に保全し続けられている状態。

2) ケヤキ並木の保護管理方針

ケヤキ並木の保護管理を進めるにあたっては、古木が立ち並ぶ並木景観を適切な仕組みのもとに保全しつつ、個々の対策を早急にとることが必要です。

① 古木の保護

ケヤキ並木の保護の第一の目的は、国指定天然記念物としての本質的価値を保護し、未来へ生かしていくことです。その本質的価値は、「ケヤキの古木が並木を形成している」ことですので、今後とも古木を保護していくことが必要不可欠です。

そこで、現在生育している古木を適切な調査と樹木診断を行った上で、順応的な管理を進めながら、古木の保護を実施していきます。ただし、現状では多様な樹種が生育していることから、イヌシデを含む他の樹種の古木も保護していくものとします。

② 永久的な並木景観の維持

並木の価値を永続的に維持するには、次世代・次々世代に古木となる個体が必要で、次世代に古木となるケヤキの個体を選定し、それらの育成と保護管理を積極的に進めていきます。

また、現在の並木は樹冠が互いに隣接し重なり合っており、過密化による樹木同士の被圧がみられます。被圧によって樹木の生長量が落ち、衰退が進む可能性もあることから、適切な密度を設定し、密度管理を進めていく必要があります。このため、古木や次世代を担う個体の被圧要因となっている個体は、可能な限り除去していくものとします。

③ 樹木保護と安全管理体制の両立

市民が安心して集い憩うことが出来るためには、安全性の確保が必要不可欠です。この安全性と樹木の保護を両立させる適切な日常的管理を実施し、恒常的に継続していくことが重要です。ただし、枝折れ・樹木倒壊など全ての危険な発生を予測することは不可能で、樹木の保護管理にあたっては、天然記念物保護・保全を最優先に対策を行うものとします。すなわち、安全管理上の対策は、予測し得ない事態が起こりうる可能性を認めたと上で、樹木診断等の調査結果に基づいた対策を実施していきます。

④ 適切な樹木管理方法の整備

具体的な樹木管理方法の整備は、今後の保護管理を進める上で、最も重要な課題で、具体的な管理指針やマニュアルの策定が必要といえます。

樹木個体の保護管理にあたっては、樹勢回復、隣接競合木の剪定・伐採、補植、樹木管理、基盤改良など、全ての対策について、科学的な裏付けと知見に基づき、専門家の指導のもと進めるものとします。

また、今後の都市整備計画のなかで、不透水地面積を少なくする方向で計画を行っていくことや並木の根系の損傷を最小限にとどめるような工法を採用していくことが必要です。

⑤ 保護管理体制の確立

並木樹木の生育に影響を与える要因は、並木の生育する植栽柵のみならず、隣接する車道や歩道、隣接建築物に至るまで、広範にわたっています。広範囲に及ぶ様々な要因に対処していくためには、市の各担当部署が役割分担を明確にした保護管理体制の確立が必要です。

更に、所有者と市民と市が協働で、保護を積極的に進めていくものとし、適切な管理を進めていく上での現状変更等の許可方針も定めることとします。

⑥ 市民意識の向上と市民参加

市民へ十分に保護管理上の問題点を周知していくとともに、貴重な市民の共有財産としてのケヤキ並木の保護管理への積極的な参画を促していくことが必要です。

地域に根ざした包括的で永続的な保護管理を市民と共に進めていくためには、ケヤキ並木に関する正確な知識の普及と保護意識の高揚が必要です。また、教育や各種イベント等でのケヤキ並木の積極的な活用も検討していくこととします。

⑦ ケヤキ並木とその周辺も含めた一体的な整備・活用の推進

ケヤキ並木は府中市の中心市街地に位置し、市のシンボリックな存在となっています。したがって天然記念物としての一義的な保護のみならず、都市整備の視点で、周辺も含めた一体的な整備・活用が望まれます。また、景観行政団体として景観法の活用による届出制度により、まちづくりと一体となった取組を積極的に進めていくことが重要です。

また、ケヤキ並木南側の天然記念物指定地外の並木については、天然記念物指定地と隣接し一体的な景観を形成していることから、本保護管理計画の中では指定地内と同様の扱いとします。なお、この指定地外の区域については、将来、所有者と協議の上、追加指定を目指して検討を進めていくものとし、

2 ケヤキ並木の保護管理体制

1) 保護管理に向けた体制の構築

現在、ケヤキ並木の安全上の管理を含む日常の維持管理は、所有者である大國魂神社が主体的に行っています。しかし、ケヤキ並木は市民の共有財産であるという観点からすれば、所有者のみならず、市と市民が協働で並木の保護に関わりを持つことが必要です。

更に、府中市がケヤキ並木の適切な保護管理について、永続的又は行政的な対応を行っていくためには、文化財保護第113条に規定されている「管理団体」に指定されることが必要です。その上で、市民、所有者（大國魂神社・東京都）、行政、専門家等が人的資源・財源・知識等それぞれが持つ資源を出し合い、連携して保護管理を進めていくことが重要となり、そのための体制を構築していきます（図3-2-1）。

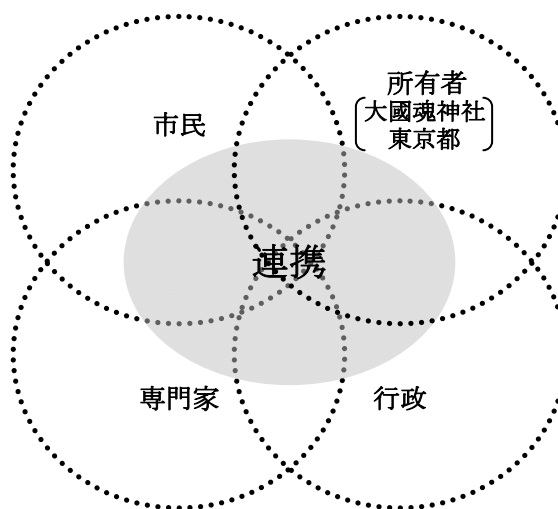


図3-2-1 ケヤキ並木保護に向けた連携イメージ

2) 関連主体の担う役割

ケヤキ並木保護に向けては、市民、所有者（大國魂神社・東京都）、専門家、行政等の、今後の保護管理に関わりを持つ関連主体が、それぞれにケヤキ並木保護に係わる役割をもち、互いに連携し、協力しながら進めていくことが必要です（表3-2-1・図3-2-2）。

表 3-2-1 ケヤキ並木保護に向けた関連団体の役割

主体	ケヤキ並木保護に関わる役割
大國魂神社	・並木の所有者としての並木保護(日常的な維持管理の実施)
商工会	・地域活性化に向けたイベント実施・参加
小中学校・大学	・教育でのケヤキ並木の活用 ・保護活動・管理・イベントへの参加
市民 (仮称) ケヤキ並木保存会	・各種イベントの開催 ・日常点検の実施 ・保護管理作業の実施 ・石垣内の清掃・除草などの環境美化
専門家	・モニタリング調査の実施 ・並木保護に関わる各種施策への指導
総務部	・市役所内の調整
生活文化部	・イベント・交通規制への協力 ・沿道活性化に関する協力要請・調整
環境安全部	・府中市環境基本計画に基づくケヤキ並木・周辺商店街等の環境美化の促進 ・自転車対策・自動車駐車対策 ・ケヤキ並木の清掃などの環境美化活動の普及・啓発 ・交通規制に関する警察等との調整
水と緑の事業本部	・並木周辺の緑化支援
都市整備部	・歩道・車道(東京都管理)の維持管理、清掃美化 ・道路付属物の維持管理 ・府中市景観計画に基づく届出、府中市地域まちづくり条例に基づく良好な開発事業の誘導
地区整備推進本部	・ケヤキ並木周辺整備に係る全体調整 ・ケヤキ並木に配慮した府中駅南口再開発事業の推進
教育委員会	・天然記念物としての保護管理計画・保護管理事業の推進・普及啓発活動 ・文化財手続き事務 ・文化財としての保護施策の指導 ・石垣内の清掃・除草など
東京都	・車道・街路樹の維持管理
東京都教育委員会・文化庁	・各種事業に関連する文化財保護行政からの指導

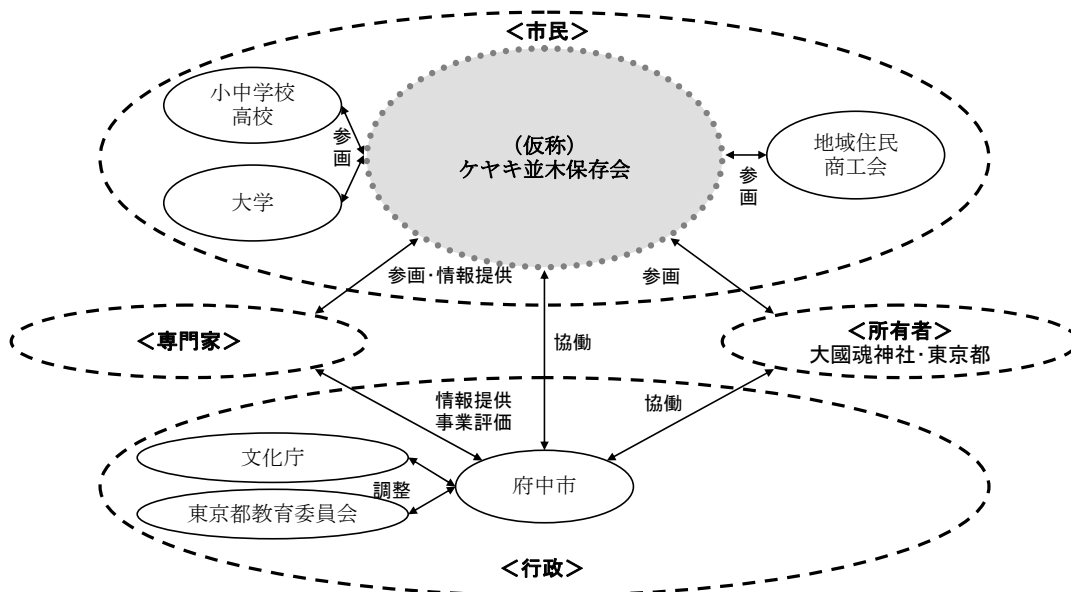


図 3-2-2 ケヤキ並木保護に向けた関連団体の連携イメージ

3 天然記念物保護の立場から見た周辺環境のあり方と整備

天然記念物の立場から並木の保護を考えれば、隣接する建築物がなく、樹木根系が生育している範囲の舗装をなくしていくことが、理想的であることはいまでもありません。しかし、既に市の中心市街地にあつて、建築物が隣接していることから、ケヤキ並木に影響がある広い範囲に対して、その影響をできるだけ減らしていく方向で、以下の対策を講じていきます。

1) 車道・歩道部分

車道・歩道部分の舗装により水分の地下浸透が妨げられ、樹木根系への水分供給が十分ではない状態にあり、また土壌の状態も良好ではありません。したがって、以下のような雨水の地下浸透を促す対策が必要です。

- ・ 雨水浸透枘の設置。
- ・ 歩道・車道の透水性舗装化。
- ・ 歩行者専用道路化による透水化（車両規制）。
- ・ 車道・歩道の地下部の土壌改良。

2) 周辺建築物等

周辺建築物については、並木の樹木が接することによる樹木生育空間の限定化や、地下部での根系伸長阻害、あるいは各種工事実施における樹木根系の直接損傷といったことが起きていると考えられます。また、建築物は一度建設されるとその後の配慮が非常に難しくなるため、新築・建て替え時の高さや建築位置に対する配慮が必要です。

- ・ 地下部を含む周辺建築物のセットバック（景観的な視点も考慮し、ケヤキ並木整備基本計画に基づくセットバックの実施）。
- ・ 新築・建て替え時に、樹木への日当りを考慮する。
- ・ 工事実施時のケヤキ並木への十分な配慮の徹底、ルール作り。

これらの対策は、ケヤキ並木が府中市の中心市街地にあることを考えると、まちづくりとの十分な調整が必要であり、沿道の権利者や関連部署との調整の上で、適切に進めていく必要があります。

4 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

1) 保護のための地域区分

ケヤキ並木の天然記念物としての指定範囲は、並木が植栽されている部分に限られていますが、前述したように、並木の生育に影響を与える範囲は広く、並木保護に向けては、この指定地に加え、周辺地においても対策を講じることが重要です。

そこで、厳密な指定地を含む植栽地と樹木が生育する空間（区域Ⅰ）とその周辺部を含む範囲（区域Ⅱ）という2つの区域に区分して、具体的な現状変更等の取扱方針を定めることとしました。

2) 現状変更の許可方針と手続き・取扱い

① 現状変更の許可方針

現状変更等の制限については、文化財保護法第125条第1項に「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と規定され、「指定地に対する現状変更」と「指定地の保存に影響を及ぼす行為」とに分類されています。なお、但し書きの中で、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置、保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なものについては許可を要しないとされています。なお、文化財保護法施行令第5条4においては、現状変更等について権限委譲されている定型的な内容が記載されています。

表 3-4-1 区域ごとの現状変更の許可方針

区域	場所の説明	現状変更等の許可方針	認められる具体的な現状変更等	
『区域Ⅰ』	天然記念物の指定範囲で、樹木が植栽されている場所とその生育空間。	原則として許可しない。ただし公益上必要と認められる事業で並木の生育に影響を及ぼさない行為や、生育環境向上に向けた行為に限り認める。	・植栽柵の撤去・改修。 ・埋設管の敷設替え等現況を越えない範囲での改修。	
『区域Ⅱ』	道路(都道)	並木の中央を通る道路部分で、樹木の根系が発達し、その生育に大きく影響を及ぼす場所。	原則として許可しない。ただし公益上必要と認められる事業で並木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。	・道路の改修。 ・埋設管の敷設替え等現況を越えない範囲での改修。
	歩道	並木の両脇の歩道部分で、樹木の根系が発達し、その生育に大きく影響を及ぼす場所。	原則として許可しない。ただし公益上必要と認められる事業で並木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。	・歩道の改修。 ・埋設管の敷設替え等現況を越えない範囲での改修。
	周辺地	並木に隣接する場所で、受光空間や根系の生長空間として、並木の生育に影響を及ぼす場所。	並木の保存に影響の軽微な行為で、現況を越えない範囲のものは認める。	・現況を越えない範囲の建築物の建て替えや施設改修。

② 現状変更等に対する取扱基準

前述の地域区分及び現状変更等の許可方針に基づき、以下のとおり取扱基準を定めました。なお、日常的な維持管理は、現状変更等の許可は不要となっていますが、府中市教育委員会への連絡は必要とします。

まず、現状変更等の手続きにあたっては、保護管理を行う府中市教育委員会（生涯学習課文化財担当）を窓口として、ケヤキ並木の所有者である大國魂神社を含めて協議を行います。その後、現状変更許可申請書を提出します。申請書は府中市教育委員会から、東京都教育委員会を経て、文化庁に提出されます。

現状変更に関わる具体的な内容については、表 3-4-2・3 に具体的な項目を整理しました。現状変更のうち、表 3-4-2 に示す事項においては、府中市教育委員会に許可権限が委譲されているので、府中市教育委員会で許可します。それ以外の、表 3-4-3 に示す事項については、市または国への許可申請が必要となります。なお、現状変更等の区分及び行為の内容については、今後、関係する機関と協議しながら、府中市を中心として検討します。

表 3-4-2 現状変更等の許可を要しない行為

維持管理作業項目		具体的内容	回数・修理・補修サイクル
日常の維持管理	①除草・下草刈	ア) 石垣内の下草払い、雑草の草刈り	随時
	②剪定・刈り込み	ア) 安全管理上必要な樹木の剪定、刈り込み作業	随時
		イ) 隣接建物への日照障害や家屋損傷、京王線高架にかかるもの、又は予想される高中低木の障害枝除去、剪定、刈り込み	随時
		ウ) 保存する樹木の生育環境を確保するため、樹木の自然樹形や特性を考慮した枝抜き	適宜
	③ヘデラ管理	ア) 必要に応じた刈り取り、抑制・縮小を図り、地下への適度な水分浸透を確保する	随時
	④枯枝処理	ア) 安全管理上必要なものや、樹木の病気伝染防除のための枯枝除去	随時
		イ) 隣接建物への家屋損傷等悪影響を及ぼすもの、又は予想される枯枝の除去	随時
ウ) 景観に悪影響を及ぼす枯枝の除去		随時	
⑤清掃管理	ア) 石垣内、車道、歩道の清掃、人為ゴミの除去	随時	
	イ) 落ち葉、枯れ枝等の清掃、除去	随時	
維持の措置	⑥倒木等危険樹木の応急処置	ア) 歩行者・車両・隣接建物等に樹木が倒れこむことが予想される危険木（本計画で定める危険木）の応急処置	適宜
		イ) 樹木の負荷を軽減し、倒覆を防ぐための幹、枝葉の部分的な除去	適宜
	⑦倒木等危険樹木の除去	歩行者・車両・隣接建物等に樹木が倒れこむことが予想される危険木（本計画で定める危険木）で応急処置では倒木を防ぐことができない樹木の除去。また、台風等により根切れを起こし、倒木した樹木の除去。	随時
	⑧病虫害及び鳥獣害除去	ア) キクイムシ等の拡散を防ぐための樹木治療、及び伐採・除去・消毒作業	随時
		イ) 腐朽菌等に侵された樹木の治療、倒木が予想される腐朽菌等に侵された樹木の伐採・除去・消毒作業	随時
		ウ) ハチ駆除のための樹木処理	随時
		エ) 歩行者等に被害を及ぼすカラス等鳥類対策	随時
	⑨控え木等設置	ア) 倒木を防ぐための控え木の設置	適宜
		イ) 後継木植栽時の控え木の設置	適宜

※ただし、市の教育委員会への連絡は必要である。

表 3-4-3 現状変更の許可申請が必要な行為

許可申請	維持管理作業項目		回数・修理・補修サイクル
府中市の許可が必要	①枯損樹木の除去	ア) 安全管理上必要な枯損樹木の伐採	随時
		イ) 樹木の病気伝染防除のための枯損樹木の伐採除去・抜根	随時
		ウ) 隣接建物への家屋損傷等悪影響を及ぼすもの、又は予想される枯損樹木の伐採・抜根	随時
		エ) 景観に悪影響を及ぼす枯損樹木の除去	随時
		オ) 支柱の設置	適宜
	②工作物管理	ア) 石垣の補修・修繕	適宜
		イ) 道路（車道）の補修・修繕	適宜
		ウ) 道路（歩道）の補修・修繕	適宜
		エ) 雨水・汚水排水柵、取付管等の清掃、補修又は取替	適宜
		オ) 下水道施設の清掃、補修又は取替	適宜
		カ) 人孔内補修工事	適宜
		キ) 人孔蓋等補修又は取替	適宜
		ク) 水道管の補修・改修	適宜
		ケ) ガス・電気等埋設管の補修・改修	適宜
		コ) 照明灯・防犯灯等柱の修理又は取替	適宜
		サ) 標識板類の柱の修理又は取替	適宜
		シ) 消火栓及び制水弁の補修	随時
		ス) 灌水栓の修理	随時
		セ) 「市指定有形文化財ケヤキ並木馬場寄進の碑」、「高浜虚子句碑」、「源義家銅像」の補修・修繕	随時
国の許可が必要	ア) 石垣の地中に及ぶ修繕	随時	
	イ) 道路の路床に及ぶ補修・修繕	随時	
	ウ) 上下水道施設の既存部分を越える補修・改修	随時	
	エ) ガス・電気等地中埋設管の既存部分を越える補修・改修	随時	
	オ) 照明灯・防犯灯等柱の新規設置	随時	
	カ) 標識板類の柱の新規設置	随時	
	キ) 基礎を伴う看板類の新規設置	随時	
	ク) その他新規工作物の新規設置	随時	

※対象区域全域は埋蔵文化財包蔵地に指定されていることから、上記表以外でも、掘削を伴う作業については、別途届が必要である。

5 保護管理の具体的な進め方と活用

1) 保護管理の進め方

ケヤキ並木（図 2-1-2 のA区域<ケヤキ並木の地上部が生育する区域>）の具体的な保護管理は、①古木の保護、②次世代後継樹の育成、③適切な日常の維持管理、④生育環境の保全の4項目があげられます。

まず、文化財保護の立場から考えると、現在生育している古木を保護することが最も重要で、次に、並木を次世代に残していくための後継樹の育成が重要となります。したがって、これらの古木や後継樹の生育に影響を与える樹木は、除伐も考慮入れた密度管理が必要になります。このような樹木の管理の進め方は、上記に示したような優先順位（重み付け）に沿って対策を進めていくことが必要です（図 3-5-1 ①古木の保護②次世代後継樹の育成）。

また、危険木対策、枯損枝除去、剪定等の日常的な安全対策も重要となります（③適切な日常の維持管理の実施）。

一方、樹木が生育している基盤環境を健全に保つことも重要で、地中への水分浸透に悪影響を及ぼしているヘデラ類については、その後の植生状況を勘案しつつ、段階的に除去していくことが必要です。また、植栽柵の盛土や擁壁についても、樹木へ悪影響を及ぼすことが可能性として指摘されており、都市計画と連携した将来的な対策を講じていくことも重要です（④生育環境の保全）。

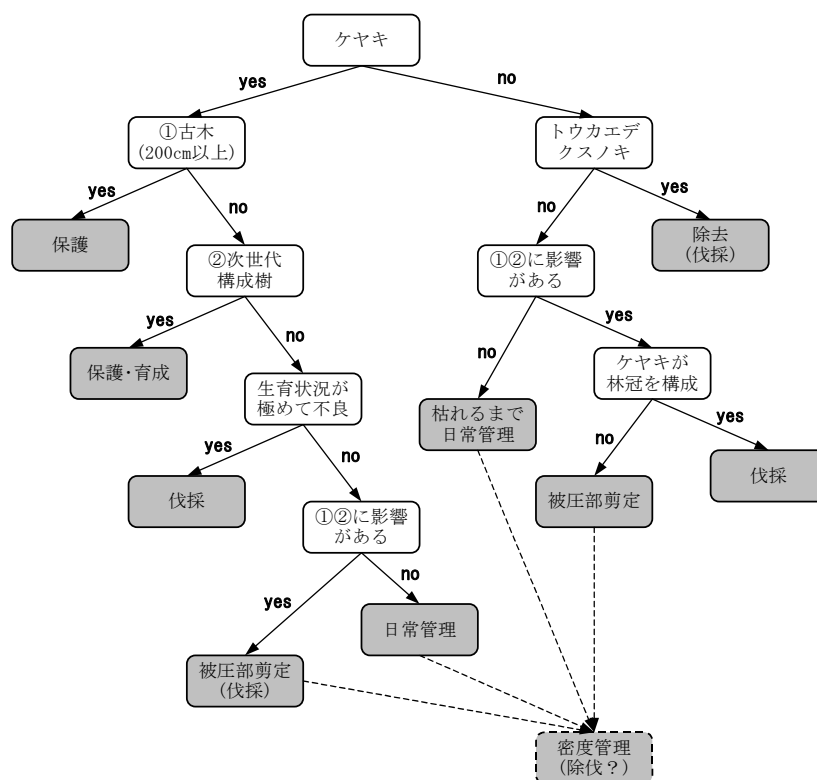


図 3-5-1 樹木管理に関わる対策の進め方

2) 保護管理方法

① 古木の保護

a 古木の定義と選定

平成 17 年度の調査結果によると、胸高周囲が 200cm を越えるケヤキのほとんどは 1956 年以前から植栽されており (図 2-2-2 参照)、少なくとも 50 年以上は経過した個体です。そこで、この保護管理計画では、胸高周囲 200cm 以上のケヤキ個体を古木として取り扱うこととします (枯死木 4 個体を含めた 39 個体)。

b 古木の保護方法

生育の見込みが全くない枯死木は、倒壊の危険性を回避するため、伐採します。ただし、一部の個体については、古木の存在をモニュメント的に残すため、安全上問題のない高さで伐採し、その根株を保存します。ただし W32 (通称ケヤキ桜) については、市民に親しまれている事もあり、当面の間はサクラの保護を行います。

現在生育している古木は、樹木医等の専門家による適切な診断を実施し、保護します。

具体的には、腐朽部分の除去や薬剤による腐朽進行の阻止等の樹木保護対策、古木の枝葉を被圧している隣接木の枝葉の剪定、片枝になっている大枝の支え棒やワイヤー設置等の枝折れ防止措置などの対策を実施します。

② 次世代後継樹の育成

a 次世代後継樹の選定

並木を永続的に保護し続けるために次世代の古木となるケヤキを選定し、育成を行います。選定にあたっては、①古木の生育に影響を与えない場所に生育していること、②古木とあわせて並木景観を形成できるよう全体にわたって分布すること、③林冠が最上層に達し生育状況が良好なこと、④胸高周囲が 100cm 以上の比較的大きな個体であることを基準としました。

b 次世代後継樹の保護・育成方法

次世代後継樹として選定した個体は、今後とも旺盛に生育するように保護・育成を行います。具体的な保護・育成の内容については、競争木となるケヤキ個体の被圧部剪定、競争木となる他樹種の被圧部剪定 (伐採)、定期的な樹木診断による生育状況の点検などを実施します。

現在他樹種が優占し、古木や後継樹がない部分は、不要木の除去と同時に後継樹としてのケヤキの補植を行います。補植する場合、可能な限り並木の中に生育する個体を移植するか、又は並木のケヤキ実生を育成した個体を植栽することとします。

c 密度管理

指定当初と比較して、ケヤキ並木のなかの樹木密度は非常に高くなっているために、個体間の被圧や、古木及び次世代後継樹の生育阻害要因が生じており、これらを取り除

くための密度管理が必要です。

現在のように個々の個体の樹冠が小さく、個体密度が過密な状態のままでは、すべての個体の生育状況を良好に保ちつつ、将来的にケヤキ古木が点々と健全な状態で生育している状態を目指すのは困難です。そのため、古木や次世代構成樹といった将来的に並木の基幹を成す個体以外については、個体の密度管理を行います。

密度管理は、①樹冠が比較的閉じている並木景観を壊さないこと、②生育状況が非常に悪い個体→ケヤキ以外の樹種→ケヤキ小径木→その他のケヤキという序列にしたがって対象木を選定すること、の2点に留意して実施します。

具体的な密度管理の内容は、古木や次世代後継樹の生育阻害となる個体について、被圧部分の剪定や除伐等の対策を行います。また、生育状況が非常に悪い個体、ケヤキ以外の樹種等で古木以外のものは、除伐（移植）等の除去を行います。

③ 適切な維持管理

a 日常の維持管理の考え方

周辺建築物や道路等との関連で行われている剪定をはじめとする日常の維持管理は、主に腐朽が進んでいる個体や部位で起こる大風時の大枝の落下や樹幹の倒壊などに対する安全対策としての危険木対策、隣接建築物や道路等との競合や歩道・車道への枝葉の落下を未然に防止するための定期的な剪定等です。

これらの対策は、天然記念物としてのケヤキ並木保護を第一に考えた上で、予測が非常に難しい安全管理について、常に専門家の意見を仰ぐなど、科学的知見に基づき、そのときの状況にあわせた順応的な手法により対策を進めていきます。特に、現在普及が進んでいる個体の多くは、切除部（根系・枝等）からの腐朽菌の侵入が最大の要因と考えられますので、切除部の養生等を適切に実施します。

b 危険木対策

腐朽の進行等による枝折れ・樹幹の倒壊といった安全の視点から見て甚大な影響があると判断される個体は、その対策を随時、早急に実施します。

具体的には、平成 16・17 年度保存対策調査結果に基づき、危険性が高いと判断した個体（部位）を特定し、専門家による診断を行い、対策を講じます。

その対策は、腐朽部位の切除、危険性が非常に高い枝の切除等がありますが、その保護を第一義に考え、可能な限り樹木を伐採することなく講じることができるようになります。

ただし、腐朽等の状況は、外部からわかりにくく、樹木の倒壊・枝折れといったリスクを前もって完全に把握することは困難です。したがって、定期的な点検を行うことにより、危険箇所の発見や特定を行った上で早急な対策を進めることを大前提とし、そのリスクが評価できないものについては、可能な限り樹木保護に視点を置いた対策を行うものとし、市民の広い理解を求めています。

④ 生育環境の保全

a 土壌・根系

ケヤキの生育環境改善のためには、植栽柵内だけでなく根系分布域全体の土壌の機能回復を目指すことが必要です。植栽柵の擁壁は、樹木へ悪影響を及ぼすことが可能性として指摘されており、都市計画と連携した将来的な対策を講じていくことが重要となり、関連各課と調整した上で必要な対策を講じていきます。

ただし、平成 17 年度調査結果によると、植栽柵の盛土中にも一部樹木根系が生育していることから、これらの対策は、後述するモニタリング調査の結果をふまえて講じる必要があります。

b 植栽柵の地表部

並木の樹木が生育する植栽柵内の根際には、現在は一面にヘデラ類が植栽されていますが、このことが地下部への水分浸透を阻害しているということが明らかになっています。したがって、順次ヘデラ類を除去し、地表部の植生を改善していきます。

ヘデラ除去後の地表部植生としては、武蔵野の雑木林の林床のような、まばらに野草類が生育するような植生としていきます。なお、段階的にヘデラを取り除いた部分での実証実験を行うことが必要です。

3) 保護管理の実施スケジュール

ケヤキ並木の保護管理は、今後この実施スケジュールにしたがって進めていくものとします（具体的な内容の詳細は、資料-1を参照）。

なお、その設定時期については、より実効的な保護管理計画とするために、第5次府中市総合計画「わたしたちの新世紀府中プラン」のタイムスケジュールにあわせました。

① 短期的な管理目標（9年後の目標像）～歩行者専用道路化を目指して～

a 古木と後継樹

ケヤキの古木については、現在生育している全ての個体を可能な限り保護し、後継樹については、健全に生育できるような保護対策が常に施された状態を目指します。

b ケヤキ以外の樹種

ケヤキ以外の樹種では、自然に侵入し生育してきた古木は、安全上の問題やケヤキ古木や後継樹への影響がない限り、現状の個体を保護管理します。ただし、天然記念物指定後に植栽されたと考えられる種については、密度管理上、除去（伐採）します。

ケヤキ以外の樹種（特にイヌシデ）が多く占める部分などは、急激な伐採等は行わず、現状程度に林冠木が存在する状態を保ちながら、段階的に管理を進め、必要に応じて新規にケヤキを植栽するなど、現在の並木景観が維持された状態を目指します。

c 下層植生・植栽柵

現在ヘデラ類が植栽されている並木の下層植生は、並木の構成個体に対する生育環境保全の観点から、根系への水分浸透が阻害されないよう、植栽柵での水分の地下浸透が健全に行える状態を目指します。そのなかで、植生復元の試行も含めて、段階的・実験的に、市民に具体的なイメージを周知していきます。

d しくみ

隣接建築物や道路などの周辺環境は、ケヤキ並木保護への十分な理解と協力が得られるよう、市民や関連部署等が連携して対策を行う体制の確立を目指します。

ケヤキ並木保護に向けた中心的役割を担う市と市民主体の組織が設立され、各種保護活動やイベント等により、普及啓発が進められている状態を目指します。

② 中期的な管理目標（18年後の目標像）

a 並木景観

ケヤキを主体とした並木として、イヌシデをはじめとする問題のある他樹種が整理され、ケヤキの古木や後継樹が良好に生育している状態を目指します。

b 下層植生

様々な試行により検証された最適な根際状況（例えば、武蔵野の雑木林の林床のような笹や野草がまばらに生育するような植生など）を目指して、林床管理が行われた状態を目指します。

c 周辺環境

並木の樹冠の広がりや根系伸長に影響がより少ないような、周辺建築物等の配慮が行われた状態を目指します。

また、ケヤキ並木の生育環境は、根系への水分浸透が阻害されないよう、植栽枡や歩道部分での水分の地下浸透が健全に行える状態を目指すため、甲州街道より南側部分では、全面歩行者専用道路化されることを目標とし、甲州街道北側では、車道下の路盤の改良や土壌改良を行います。

d しくみ

並木保護に関わる施策がより整備され、市民を含め、行政各部署が連携した保護管理のしくみを確立します。

ケヤキ並木保護に向けた中心的役割を担う市民主体の組織が、地域住民や行政と協働で活発な活動を行い、並木保護の核となる組織となった状態を目指します。

③ 長期的な管理目標（100年後の目標像）

a 並木景観

並木全体がケヤキを主体とした樹種から構成され、ケヤキの古木が常に点々と存在する並木とします。また、密度を現在よりも減らすことにより、個々のケヤキはより大きな樹冠が形成され、緑のトンネルのような景観が形成された状態を目指します。

b 周辺環境

根系への水分浸透が阻害されないよう、並木樹木の生育に影響があるすべての範囲での水分の地下浸透が健全に行える状態と根系が健全に育成されている土壌の良好な状態を目指して、さらに並木全体が歩行者専用道路化されることを目標とします。

c しくみ

行政内及び周辺住民の並木保護への十分な理解と協力が得られることにより、必要な行政施策や事業、市民活動等が進められ、ケヤキ並木の永久的な保護が可能なしくみの確立を目指します。

表 3-5-1 ケヤキ並木の保護対策の実施スケジュール

対策項目	時期			
	3年(2010年)	9年(2016年)	18年(2025年)	100年
	すぐ	短期	中期	長期
① 古木の保護	○枯死木への対応 ・伐採または保存 ○緊急樹木保護対策 ・腐朽対策実施 ・枝折れ防止措置 ・被圧木の剪定・除去	○枯死木への対応 ・伐採または保存 ○樹木保護対策 ・定期的な腐朽対策実施 ・被圧木の剪定		
② 次世代後継樹の育成	○被圧木対策 ・被圧木の剪定・除去 ○密度管理 ・景観的に不調和な種の伐採 ・生育不良木の伐採	○密度管理 ・イヌシデ等の一部伐採 ・生育不良木の伐採 ○次世代後継樹育成 ・新たなケヤキの植栽・移植	○密度管理 ・全体の密度や(改訂)保護管理計画の内容を踏まえて対策を再検討	○次々世代後継木選定
③ 日常的な維持管理の実施	○危険木対策 ・対応の検討 ・処置の実施	○危険木対策 ・対応の検討 ・処置の実施 ○日常管理 ・剪定等の実施 ・樹木保護対策の実施		
④ 生育環境の保全	○地際対策 ・ヘデラ類の試験的な除去 ・植生復元試験	○地際対策 ・ヘデラ類の全面的な除去 ・植生復元事業実施 ○植栽柵対応 ・一部で試験的な取り壊し ・土壌改良試験 ○周辺環境対策 ・浸透柵の設置 ・歩道・車道の透水性舗装化 ・甲州街道より南側の歩行者専用道路化	○植栽柵対応 ・土壌改良実施 ○周辺環境対策 ・全面の歩行者専用道路化	○植栽柵対応 ・全域での取り壊し ○周辺環境対策 ・歩行者専用道路としての並木の保全
(その他)		○保護管理計画の見直し ・5～10年おきにモニタリング調査結果をふまえて改訂		

*) 時期については、より実効的な保護管理計画とするために、第5次府中市総合計画「わたしたちの新世紀府中プラン」のタイムスケジュールにあわせました。

4) ケヤキ並木の活用と今後の課題

(1) ケヤキ並木の活用

① 市民意識の向上と積極的な保護管理

ケヤキ並木の保護に対する市民意識の向上を図るため、保存対策調査の結果や関連情報、今後の方針、あるべき姿などについて、市報・パンフレット・ホームページ・各種イベント等を利用した積極的な啓発活動を行います。

特に、これまでは、なるべく手をかけない（自然な状態）で管理を行う傾向にありましたが、市民共有財産として、市民が保護管理に直接参画できるようなしくみ（役割・分担）を構築し、地域をあげての保護管理を積極的に進め、市民によるケヤキ並木愛護活動を推進していきます。

② 教育での活用

天然記念物として非常に価値が高いケヤキ並木を永続的に保護管理していくためには、大人のみならず、子供の世代での保護意識の底上げも重要となります。

例えば、現在あるケヤキ並木の枯損木の根株などを積極的に活用し、小中学校等での教材、大学等での研究活動、博物館の展示の題材など、多様な環境教育の場での活用を推進していきます。

③ (仮称)ケヤキ並木保存会の設立

文化財の保護の推進には、市民（地域住民）の理解と協力が不可欠です。そこで、市民主導で「(仮称)ケヤキ並木保存会」を立ち上げ、地域財産としての愛着を醸成するとともに、日常的な管理や点検といった管理作業の実施を進めていくことが必要です。

そのためには、府中市・東京都などの行政からの財政支援のもと、定期点検・ゴミ拾い・各種イベントの開催・普及啓発活動・保護管理作業などといった様々な保護活動を検討し、実施するとともに、保護管理活動等に携わる人材を育成していきます。

④ 各種イベント等の実施

現在ケヤキ並木において、けやきフェスタなどのイベントが定期的に行われています。今後は、地域の財産としてのケヤキ並木の保護管理を進めるために、地域住民の理解を得て、その参画を促し、府中市や「(仮称)ケヤキ並木保存会」が協働して、フェスタ・シンポジウム・ワークショップといった各種イベントを積極的に開催し、並木の存在や保護の重要性を伝えていきます。

(2) モニタリング調査と検証

ケヤキ並木の保護管理対策は、専門的な知見が必要になり、その現状把握や効果検証といったモニタリングの実施と、その結果のフィードバックを視野に入れた保護管理計画の将来的な見直しが必要になります。

樹木形状の測定、樹木診断、生育状況の把握、生育環境のモニタリング（土壌水分など）といった定期的な現状調査と評価によって、その時点における保護対策が有効に働いているかどうかという検証を順次行い、対策方法の再検討を行うことが必要です。

また、並木個体の地下部分への根系の分布状況は、保護管理を行う上で非常に重要なデータですが、現状ではそのデータを得ることは困難です。そこで、隣接地の開発にあたって、地盤を改変する場合には、埋蔵文化財と同様に、地下部分の根系の調査を行っていくことが必要です。

さらに、本保護管理計画で定めたケヤキ並木の保護の方向性は、大きな社会情勢の変化がない限り変わるものではありません。しかし、ケヤキ並木の保護対策は、地下部の状況など現状の知見ではまだまだ解らないことがあります。貴重な国指定天然記念物としてのケヤキ並木を将来にわたって保護していくために、ここで定めた保護管理の目標・方針に基づき、定期的に、保護管理対策の検証を行っていくことが必要です。